

令和 7 年 3 月 6 日

総 務 部 職 員 課

江東区職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

雇用保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 就業手当（失業保険の受給資格者が 1 年未満の非正規雇用の職業に就業した場合等に支給される手当）が廃止されたことに伴い、規定を整備する。（第 13 条関係）
- (2) 地域延長給付（雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する等の要件を満たす者に対して、基本手当の給付日数が延長される暫定措置）が 2 年延長されたことに伴い、規定を整備する。（附則第 9 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

江東区職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第12条 (略) (失業者の退職手当) 第13条 (略) 2～7 (略) 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) (略) (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) (略) 9～11 (略) 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>	第1条～第12条 (略) (失業者の退職手当) 第13条 (略) 2～7 (略) 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) (略) (4) <u>安定した</u>職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) (略) 9～11 (略) 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (削る) (削る)

13・14 (略)

第14条～第24条 (略)

附 則

第1条～第8条 (略)

(第13条第7項の規定の適用に関する特例)

第9条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

第10条・第11条 (略)

13・14 (略)

第14条～第24条 (略)

附 則

第1条～第8条 (略)

(第13条第7項の規定の適用に関する特例)

第9条 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

第10条・第11条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した江東区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。